103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検年月日	平成２４年１１月２６日
事業所名	標津町国民健康保険　標津病院
法人名	
点検者職氏名	看護課長　　渡辺　節子
備考	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第１　基本方針	指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。 ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適 適 適	法第73条第1項 平11厚令37第59条	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準 １　看護師等の員数	指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。	該当なし	法第74条第1項 平11厚令37第60条第1項	・職員勤務表 ・出勤簿 ・訪問看護記録 ・常勤・非常勤職員の員数が分かる職員名簿 ・職員履歴書 ・登録証（写） ・資格を確認する書類
	(1)　指定訪問看護ステーションの場合 ①　看護職員 常勤換算方法で､2.5以上となる員数となっているか。 うち１名は常勤となっているか。 ②　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。	該当なし	平11厚令37第60条第1項 第1号 平11厚令37第60条 第2項	
	(2)　指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。	適	平11厚令37第60条 第1項 第2号	
	看護職員：①　保健師　②　看護師　③　准看護師 常勤換算方法：（総従業者の１週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）） 「勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等の勤務延時間数の算定」 イ　看護師等によるサービス提供実績がある事業所については、看護師等１人当たりの勤務時間数 は、当該事業所の看護師等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。 ロ　看護師等によるサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該看護師等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。 なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。	該当なし		

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

<table>
<tr><th>点　検　項　目</th><th>点　　検　　事　　項</th><th>点検結果</th><th>根　拠　法　令</th><th>点　検　書　類</th></tr>
<tr><td></td><td>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。
　なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。

<table>
<tr><td colspan="2">看護職員合計数</td><td>名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>保健師</td><td>名</td></tr>
<tr><td>看護師</td><td>名</td></tr>
<tr><td>准看護師</td><td>名</td></tr>
</table>
※その他
理学療法士・・・（　　名）
作業療法士・・・（　　名）
言語聴覚士・・・（　　名）

A　看護職員の28日（4週）の総勤務時間数　・・・・　（　　時間）
B　常勤職員の１週間×4週の勤務時間・・・・・・・（　　時間）
C　A/B・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　　人）→2.5人以上</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２　管理者</td><td>(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。
　ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。

　他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。
（ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</td><td>該当なし</td><td>平11厚令37第61条第1項</td><td>・職員勤務表
・訪問看護記録
・免許証（写）
・履歴書
・研修修了証</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)　指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。
　ただし、長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者である場合は、この限りでない。

・管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であるか。
・保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当していないか。</td><td>該当なし</td><td>平11厚令37第61条第2項
平11老企25第3の三の1
(2)の②、③</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有するものであるか</td><td>該当なし</td><td>平11厚令37第61条第3項</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条及び健康増進法第17条第1項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。</td><td>該当なし</td><td>平11老企25第3の三の1
(2)の④</td><td></td></tr>
</table>

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第３　設備に関する基準	(1)　指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 　ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えない。 （指定訪問看護ステーションの場合） ・健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共有することができる。また、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えない。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。 ・事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 ・特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。	該当なし	法第74条第2項 平11厚令37第62条第1項 平11老企25第3の三の2(1)	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2)　指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 （医療機関の場合） ・業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。 ・必要な設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができる。 ｛設備については全て現場確認｝	適	平11厚令37第62条第2項 平11老企25第3の三の2(2)	
第４　運営に関する基準 １　内容及び手続の説明及び同意	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適	法第74条第2項 平11厚令37第74条準用（第8条）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録
	(2)　文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項：　①　運営規程概要 ②　看護師等の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制 ⑤　その他	適 適	準用（平11老企25第3の一の3(1)）	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

	点　検　事　項	点検結果	根　拠　法　令	点　検　書　類
2　提供拒否の禁止	指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではいないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 （正当な理由の具体例） ①　当該事業所の現員では対応しきれない。 ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③　利用申込者の病状等により、自ら適切なサービスを提供することが困難である。	適	平11厚令37第74条準用（第9条） 準用（平11老企25第3の一の3(2)）	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3　サービス提供困難時の対応	指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	該当なし	平11厚令37第63条	・サービス提供依頼書
4　受給資格等の確認	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適	平11厚令37第74条準用（第11条第1項）	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めているか。	適	平11厚令37第74条準用（第11条第2項） 法第73条2項	
5　要介護認定の申請に係る援助	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②　利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適	平11厚令37第74条準用（第12条第1項）	・利用者に関する記録
	(2)　指定訪問看護業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適	平11厚令37第74条準用（第12条第2項）	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
6　心身の状況等の把握	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。	適	平11厚令37第74条準用（第13条）	・利用者に関する記録 （居宅支援経過） （ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点）
7　居宅介護支援事業者との連携	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・看護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適	平11厚令37第64条第1項	・情報提供に関する記録 ・利用者に関する書類 ・指導・連絡等の記録 ・終了に際しての注意書
	(2)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びにその他サービス提供者との連携はどのように行っているか。	適	平11厚令37第64条第2項	
8　法定代理受領サービスを受けるための援助	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ①　居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②　その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第15条）	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第16条）	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・訪問看護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
10　居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	適 該当なし	平11厚令37第74条準用（第17条）	・サービス計画表 ・サービス提供票（変更があったかの確認） ・業務マニュアル
11　身分を証する書類の携行	(1)　指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ・どのような方法で指導を行っているか。	適	平11厚令37第74条準用（第18条）	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
	(2)　証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名の記載があるか。 ・写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。	適	準用（平11老企25第3の一の3(8)）	
12　サービスの提供の記録	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第19条第1項）	・サービス提供票、別表 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画 ・訪問看護記録 ・業務日誌
	(2)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第19条第2項）	
13　利用料等の受領	(1)　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	該当なし	平11厚令37第66条第1項	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程（利用料その他の費用、実施区域の確認） ・重要事項説明書 ・車両運行日誌 ・説明文書 ・同意に関する記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理的な差額が生じないようにしているか。 ｛法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した場合｝ ・10割相当額の支払いを受けているか。	適 該当なし	平11厚令37第66条第2項	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3)　指定訪問看護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	適	平11厚令37第66条第3項	
	(4)　指定訪問看護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適	平11厚令37第66条第4項	
	(5)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適	法第41条第8項	
	(6)　指定訪問看護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問看護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額うち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか。 ①「基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②「その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適	施行規則第65条	
15　指定訪問看護の基本取扱方針	(1)　指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。	適	平11厚令37第67条第1項	・訪問看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・評価を実施した記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適	平11厚令37第67条第2項 法第73条第1項	
16　指定訪問看護の具体的取扱方針	(1)　指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	適	平11厚令37第68条第1号	・訪問看護計画書 ・使用しているパンフレット等 ・研修参加状況等が分かる書類 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
	(2)　指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 （療養上必要な事項とは：利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法、その他）	適	平11厚令37第68条第2号	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3)　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。 ・新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。	 適	平11厚令37第68条第3号	
	(4)　指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	適	平11厚令37第68条第4号	
	(5)　特殊な看護等については、これを行っていないか。	適	平11厚令37第68条第5号	
17　主治の医師との関係	(1)　指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。 ・必要な管理：主治医との連絡調整、看護師等の監督等 ・主治医：利用申込者の選定により加療している医師 （主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。）	適	平11厚令37第69条第1項	・訪問看護指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・診療記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	適	平11厚令37第69条第2項	
	(3)　指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 （当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。）	適	平11厚令37第69条第3項 平11厚令37第69条第4項	
18　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	(1)　看護師等（准看護師を除く）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。	適	平11厚令37第70条第1項	・訪問看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・診療記録 ・訪問看護報告書
	(2)　看護師等（准看護師を除く）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。 　なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適 適	平11厚令37第70条第2項 平11老企25第3の三の3(5)の④	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3)　看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適 否	平11厚令37第70条第3項 平11老企25第3の三の3(5)の③	
	(4)　看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。	適	平11厚令37第70条第4項	
	(5)　看護師等（准看護師を除く）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。 （ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。）	該当なし	平11厚令37第70条第5項 平11老企25第3の三の3(5)の⑦	
	(6)　指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 （当該指定訪問看護事業者が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について、診療記録への記載をもって代えることができる。）	適	平11厚令37第70条第6項 平11厚令37第70条第7項	
19　同居家族に対する訪問看護の禁止	指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。	適	平11厚令37第71条	・サービス利用票 ・訪問看護計画書 ・訪問看護記録
20　利用者に関する市町村への通知	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	該当なし	平11厚令37第74条準用（第26条）	・市町村に送付した通知に係る記録
21　緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適 適	平11厚令37第72条	・運営規程 ・利用者に関する記録 ・訪問看護の記録 ・連絡体制に係る記録

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
22　管理者の責務	(1)　指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	平11厚令37第74条準用（第52条第1項）	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	(2)　指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適	平11厚令37第74条準用（第52条第2項）	
23　運営規程	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に揚げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　緊急時等における対応方法 ⑦　その他運営に関する重要事項	適	平11厚令37第73条	・運営規程 ・指定申請、変更届写
	・①～⑦の内容は適正か。	適		
24　勤務体制の確保等	(1)　指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めているか。 　なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、勤務の内容、常務・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 　また、指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	適	平11厚令37第74条準用（第30条第1項） 平11老企25第3の三の3(7)の②	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料
	(2)　指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。	適	平11老企25第3の三の3(7)の②	
	(3)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第30条第2項）	
	(4)　指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適	平11厚令37第74条準用 （第30条第3項）	
	・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適		

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
25　衛生管理等	(1)　指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 　特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。 ・看護師等の清潔の保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか（身体、制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用等）。 ・健康診断の実施状況 ・衛生マニュアル等の策定状況等	適	平11厚令37第74条準用（第31条第1項） 準用（平11老企25第3の一の3(20)）	・支出関係の証拠書類 ・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
	(2)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 ・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態）。	適	平11厚令37第74条準用（第31条第2項）	
26　掲示	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、看護師等の勤務 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適 適	平11厚令37第74条準用（第32条）	・掲示物
27　秘密保持等	(1)　指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。	適 適	平11厚令37第74条準用（第33条第1項）	・就業時の取り決め等の記録 ・利用者の同意書 ・情報提供に使用された文書等（会議資料等）
	(2)　指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じているか。	適	平11厚令37第74条準用（第33条第2項）	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3)　指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適 適 適	平11厚令37第74条準用（第33条第3項）	
28　広告	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。	適 適	平11厚令37第74条準用（第34条）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	平11厚令37第74条準用（第35条）	
30　苦情処理	(1)　指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に提示すること等を行っているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適 適	平11厚令37第74条準用（第36条第1項） 準用（平11老企25第3の一の3(23)の①）	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第36条第2項）	
	(3)　指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	準用（平11老企25第3の一の3(23)の②）	
	(4)　指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は　助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第36条第3項）	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5)　指定訪問看護事業者は、市町村から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第36条第4項）	
	(6)　指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第36条第5項）	
	(7)　指定訪問看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第36条第6項）	
31　事故発生時の対応	(1)　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第37条第1項）	・事故対応マニュアル類 ・事故に関する記録
	(2)　指定訪問看護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第37条第2項）	
	(3)　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	該当なし	平11厚令37第74条準用（第37条第3項）	
	(4)　指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	該当なし	準用（平11老企25第3の一の3(24)の③）	
32　会計の区分	(1)　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適	平11厚令37第74条準用（第38条）	・会計関係書類
	(2)　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適	平13老振18	

103　訪問看護「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令	点検書類等
33　記録の整備	(1)　指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適	平11厚令37第73条の2　第1項	・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類
	(2)　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に揚げる記録を整備し、 その完結の日から２年間保存しているか。 ①　基準第69条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 ②　訪問看護計画書 ③　訪問看護報告書 ④　基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤　基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑥　基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑦　基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画 書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えない。） （基準第26条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。）	適	平11厚令37第73条の2　第2項 平11老企25第3の三の3(6)	・指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書（診療録、診療記録） ・記録書 ・市町村への通知に係る記録